

令和5年 第6回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和5年3月22日（水）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時50分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 関美幸 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 川村義輝
子ども未来課長 蒲田幸宏 生涯学習課長 安達 純
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 6 議 事
 - (1) 議案第20号 令和5年度京丹後市教育委員会事務局職員の人事異動について
 - (2) 議案第21号 京丹後市史編さん委員会及び編さん専門部会設置規則の一部改正について
 - (3) 議案第22号 京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則等の一部改正について
 - (4) 議案第23号 京丹後市保育所保育事業補助金交付要綱の一部改正について
 - (5) 議案第24号 丹後展企画委員会設置要綱の廃止について
 - (6) 議案第25号 京丹後市立旧郷小学校跡施設活用検討委員会設置要綱の廃止について
 - (7) 議案第26号 京丹後市教育委員会職員服務規程の一部改正について

【追加議案 議案第27号、議案第28号】

 - (8) 議案第27号 京丹後市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定について
 - (9) 議案第28号 京丹後市立学校インターネット活用に係る個人情報取扱規程の廃止について
- 7 そ の 他
- 8 会 議 録 別添のとおり（全14頁）
- 10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和5年3月31日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 田村 浩章

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦

〔被招集者〕 野木三司 関 美幸 田村浩章 安達京子

〔説 明 者〕 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀

教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 川村義輝

子ども未来課長 蒲田幸宏 生涯学習課長 安達 純

文化財保護課長 新谷勝行

〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈松本教育長〉

ただいまから「令和5年 第6回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

皆さん、こんにちは。

令和4年度最後の教育委員会議となります。この1年間、教育委員の皆様には、総合教育会議において市の教育大綱の検討、定例の教育委員会議、さらには様々な会議、視察、研修など大変お世話になり、ありがとうございました。

また、日曜日には成人式から名称を変更して実施した「はたちを祝う式典」への出席についてもお世話になりました。式典では、マスクについても本人の判断とし、晴天の下、多くの二十歳の皆さんがマスクを取り笑顔で式典に参加してくれたこと、本当にうれしく思いました。

4月からは、保幼小中の教育・保育現場でも、また社会教育の場でも、コロナ禍前に近い学びが、ICTも積極的に活用しながら、さらに推進できるよう、御協力をお願いしたいと思います。

本日は、「令和5年度京丹後市教育委員会事務局職員の人事異動について」をはじめ9議案の審議を予定しています。

どうぞよろしく願いいたします。

〈松本教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

田村委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

<松本教育長>

初めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第20号は、京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第20号については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第20号について承認)

<松本教育長>

これより会議を公開といたします。

<松本教育長>

次に、議案第21号「京丹後市史編さん委員会及び編さん専門部会設置規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第21号「京丹後市史編さん委員会及び編さん専門部会設置規則の一部改正について」を説明させていただきます。

去る3月1日開催の教育委員会定例会において、京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の承認を受けたことにより、令和5年4月1日より文化財保護課

の名称を文化財保存活用課に改めることとなりました。本議案は、これにより影響を受ける規則について所要の改正を行うものです。

3 ページ目の新旧対照表をご覧ください。

第9条庶務について、文化財保護課を文化財保存活用課に改めます。

附則として施行日は、令和5年4月1日としています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<松本教育長>

議案第21号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第21号「京丹後市史編さん委員会及び編さん専門部会設置規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第22号「京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則等の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第22号「京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則等の一部改正について」を説明させていただきます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和4年6月22日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、子ども・子育て支援法第19条の項の削除に伴う規則での引用部分の改正です。

3ページ目の新旧対照表をご覧ください。

はじめに、京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則につきまして、第5条、第6条及び第7条中、第19条第1項を第19条に改めるものです。

次に、京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則につきまして、第3条中、第19条第1項を第19条に、同項を同条に改めるものです。

次に、京丹後市子育てのための施設等利用給付の認定等及び施設等利用費の支給に関する規則につきまして、第2条及び様式第3号中、第19条第1項を第19条に改めるものです。

附則として、この規則は、令和5年4月1日から施行するとしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第22号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第22号「京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則等の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第23号「京丹後市保育所保育事業補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第23号「京丹後市保育所保育事業補助金交付要綱の一部改正について」を説明させていただきます。

京丹後市では、私立保育所等が行う障害児保育に係る経費に対して補助金を交付することにより、障害児等の保育環境の向上、保育士等の負担軽減及び民間保育事業者の経営安定を支援しています。

このような中、令和4年6月に厚生労働省より保育所等における障害児の受け入れが年々増加している状況下において、各地方自治体においては引き続き積極的に障害児保育の推進に取り組むよう要請がなされたところです。

今回、民間保育事業者のさらなる障害児保育を推進するため、令和5年度から当該補助金制度を拡充することとし、補助基準額について所要の改正を行うものです。

改正内容は、障害児保育事業の基準額について、月額を統一し、児童の状況、障害児の人数での積算から、配置する保育士等の人数での積算とするものです。

新旧対照表をご覧ください。

別表中の事業区分（1）障害児保育事業につきまして、現在、児童の状況、人数により基準額をそれぞれ月額10万円及び3万7,125円としていますが、保育士等の人数を基準とし、配置1人当たり月額12万7,000円に改めるものです。なお、現行の別表中の基準額の欄で、第2条第1号のアで示している児童は1対1の加配児童であり、イで示している児童は4対1の加配児童です。

附則として、この告示は、令和5年4月1日から施行することとしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第23号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<安達委員>

質問です。月額が12万7,000円になるということで、たくさんになったということとよいと思いますが、今まで障害児の数掛ける10万円だったのが、今度は保育士の数で計算するという事になったのには、何か理由がありますか。

<蒲田子ども未来課長>

先ほども次長から説明がありましたように、これまでは子どもの状況、人数で算出した職員で補助していましたが、今度から子どもの人数ではなく、職員1人当たりの経費を算出するという事です。これについては、分かりやすくするということが大きな改善点で、これまでから同じような算出はしていたのですが、例えば子ども4対1加配1人でしたら、1人分の補助金で賄えていなかったということもありまして、4対1加配が4人までなら12万7,000円、これまで4対1加配の子どもが1人でしたら、3万7,125円ということで、とてもその1人分の補助をさせてもらえなかったというのが大きなところでありますので、職員1人当たりを雇っていただくための経費を重点的に見させていただくということで改正をさせていただいたということです。

<安達委員>

分かりました。ありがとうございました。

<松本教育長>

ほかに何かありませんか。

それではお諮りをいたします。

議案第23号「京丹後市保育所保育事業補助金交付要綱の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第24号「丹後展企画委員会設置要綱の廃止について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

議案第24号「丹後展企画委員会設置要綱の廃止について」を説明させていただきます。

この要綱は、丹後の歴史及び文化を広く周知することを目的として、平成27年度に京都文化博物館を会場に開催した、日本のふるさと大丹後展の展示内容や関連する行事を企画するため、平成26年に制定をされました。要綱制定後、平成27年11月に展示図録の発行、平成27年12月5日から平成28年1月17日まで大丹後展を開催しました。全ての企画内容が終了し役割を終えているため、当該委員会設置に係る要綱を廃止するというものです。

附則として、この告示は、本日令和5年3月22日から施行することとしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

〈松本教育長〉

議案第24号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第 2 4 号「丹後展企画委員会設置要綱の廃止について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第 2 5 号「京丹後市立旧郷小学校跡施設活用検討委員会設置要綱の廃止について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第 2 5 号「京丹後市立旧郷小学校跡施設活用検討委員会設置要綱の廃止について」を説明させていただきます。

本要綱は、京丹後市立旧郷小学校の展示施設等としての活用方法及び京丹後市夢まち創り大学との連携について検討することを目的として平成 2 7 年度に制定されました。その後、委員会での検討をもとに旧郷小学校は平成 3 0 年度より郷土資料館としての活用が行われ、委員会の役割を終えていることから、当該委員会の設置に係る要綱を廃止するというものです。

附則として、この告示は、本日令和 5 年 3 月 2 2 日から施行することとしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

<松本教育長>

議案第 2 5 号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをします。

議案第25号「京丹後市立旧郷小学校跡施設活用検討委員会設置要綱の廃止について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第26号「京丹後市教育委員会職員服務規程の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第26号「京丹後市教育委員会職員服務規程の一部改正について」を説明させていただきます。

国家公務員法等の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、職員の定年の引上げ等に関して必要な事項が定められる改正が行われました。そのため京丹後市教育委員会職員服務規定における職員の定義について、引用する条項ずれや規定位置の変更に対応するため、所要の改正を行うものです。

3ページ目の新旧対照表をご覧ください。

第2条職員の定義において、改正前の第28条の5第1項を、第22条の4第1項に改めるものです。これは改正前の法第28条の5第1項において引用していました、再任用職員制度、再任用短時間勤務職員制度が廃止され、改正後の法第22条の4第1項において新たに定年前再任用短時間勤務職員制度が設けられたことによるものです。

なお、本改正は市長部局において制定されている京丹後市職員服務規定との整合を図

る内容となっています。

附則として、施行日は、令和5年4月1日としています。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<松本教育長>

議案第26号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第26号「京丹後市教育委員会職員服務規程の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認といたします。

<松本教育長>

次に、本日追加議案2件を準備しています。

はじめに、議案第27号「京丹後市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第27号「京丹後市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定について」を説明させていただきます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による個人情報保護法が改正され、これまで独自に個人情報保護条例を制定していた地方自治体に、個人情報保護法が一律に適用されることとなります。そのため、今回新たに、京丹後市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を制定し、その引用する法律は、今般市長部局において制定された京丹後市個人情報の保護に関する法律施行条例及びその施行に際して必要な手続き、様式等については同じく市長部局が定める京丹後市個人情報保護法施行細則を引用することを定める規則を別記のとおり制定するものです。

附則として、第1項で施行期日は令和5年4月1日とし、第2項で従前の市の個人情報保護条例を引用した既存の規則である京丹後市個人情報保護条例施行規則を廃止するものです。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〈松本教育長〉

議案第27号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第27号「京丹後市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第28号「京丹後市立学校インターネット活用に係る個人情報取扱規程の廃止について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第28号「京丹後市立学校インターネット活用に係る個人情報取扱規程の廃止について」を説明させていただきます。

個人情報の保護に関する取扱いは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、全国共通のルールが適用されることとなりました。これに伴い、オンライン結合による個人情報の提供に係る規定は、地方自治体独自に規定することは許容されないこととなりました。また、京丹後市立学校ではオンライン結合は行っておらず、その他の規定も実効性のないもののため廃止を行うものです。

附則として、施行日は令和5年4月1日としています。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<松本教育長>

議案第28号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第28号「京丹後市立学校インターネット活用に係る個人情報取扱規程の廃止について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いいたします。

<安達生涯学習課長>

生涯学習課です。お手元にカラーでお配りしているものがあります。

こちらは今年度行った京丹後市文化芸術振興計画の概要版ということになります。詳細版はまだ印刷中で、3月の終わりに発行できる段取りにしています。これについては全戸配布を考えています。初めての文化芸術の計画ということで、多くの方に知っていただくということで考えています。

全ページ右肩にQRコードがついており、内容を音声で聞くことができるようになっていますので、一度聞いていただけたらと思います。以上です。

<新谷文化財保護課長>

続きまして文化財保護課からです。もう1冊のほう、針金綴じの8ページのものです。

こちらは京丹後市文化財保存活用地域計画の概要版です。

最初にめくったページには、文化財とはどういうものかという定義付けと、現状の課題等について書かせていただいています。次のページをめくったところが、11のストーリーの概要について説明させていただいています。その次のページが、見開きで将来像へ向けての基本目標となっており、将来像が20年後のまちの姿、基本目標が10年間で実現する目標ということで、それに向けての基本方針を定めまして、右側のページのほうが今後5年間でしていくことを書かせていただいているものです。最後のページは関連する施設などを掲載しています。

こちらの概要版は1,000部作成ということで、全戸配布まではできないのですが、市のホームページに公開させていただきます。

計画本編につきましては、文化芸術振興計画と同じで3月末納品ということで、でき

ましたら4月定例会で委員の皆様にご覧いただければと考えています。以上です。

〈松本教育長〉

そのほかございませんか。

ないようでしたら、以上で第6回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。御苦
労さまでした。

〈閉会 午後2時50分〉

[4月定例会 令和5年4月3日(月) 午後5時00分から]